令和８年（フ）第１９５２号
北海道千歳市桂木１丁目２番６号　パール桂木Ⅱ105号
債務者　上地美代子
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０３３号
札幌市中央区南８条西13丁目３番28号　コーポ武田108号
債務者　西木　慎也
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２１号
北海道釧路郡釧路町新開５丁目１番地１　ハイム松浦Ｃ号室
債務者　丸山八重子
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４４号
盛岡市山岸五丁目２番５号
債務者　渡辺　芽生
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２４０号
群馬県前橋市天川原町一丁目18番地１　エステートピアショウセンⅠ　102号
債務者　金子　光男
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２３５号
群馬県高崎市中豊岡町519番地
債務者　藤生　雄一
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１０９号
新潟県村上市岩船縦新町５番14号　スマイルＡ202
債務者　小池　孝子（旧姓長野）
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第６８号
新潟県上越市三和区神田2235番地１
債務者　浅野　涼太
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第１８９号
高知市愛宕町３丁目16番28号　Ｎ＆ＡＡＰＡＲＴＭＥＮＴ801号
債務者　山下　由美
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２７号
高知市一宮徳谷８番11－５号
債務者　津野　佳織
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７８号
高知市一宮西町４丁目21番２号
債務者　吉川　隆二
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８５号
高知市介良乙3071番地14
債務者　髙橋　　忍
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８９号
高知市一宮中町２丁目１番18号　グランドステージ一宮中町２Ｄ
債務者　谷下利保奈
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６８号
熊本県八代市鏡町内田1286番地１（Ｉ－201）ドミール、転入前住所福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈421番地１Ｒ’ｓＲｅｓｉｄｅｎｃｅ粕屋Ｍ３号
債務者　有村　信子
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第１７７号
北海道帯広市緑ケ丘東通東45番地　ハピネス緑ヶ丘102
債務者　遠藤日奈会こと遠藤かなえ
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第２４１号
岩手県紫波郡紫波町二日町字山子111番地４
債務者　畠山　芳雄
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第６１号
群馬県桐生市新里町野163番地、前住所栃木県足利市八幡町２丁目12番地３
債務者　五十嵐美香
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第１３９号
千葉県富津市下飯野1126番地　山九（株）君津青雲寮312号室
債務者　木島　丈雄
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部